

下関市入札監視委員会（第19回）審議概要

開催日時	平成21年11月20日 13:30		
場所	下関市勤労福祉会館 娯楽室		
委員	中谷正行（弁護士） 太田周二郎（大学教授） 岡孝（高等学校教諭） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー）		
審議対象期間	平成21年7月1日 ～ 平成21年9月30日		
審議対象総件数	167件	（抽出工事名称）	
抽出案件	条件付一般競争入札	92件	小串漁港海岸保全施設整備工事
	指名競争入札	59件	川中土地区画整理事業に伴う都市計画道路長府綾羅木線整備工事（第1工区）
	随意契約	16件	H20南部汚水4号幹線布設工事（第1工区）に伴う付帯工事（その2）
指名停止等の運用状況	なし		
議事概要及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
入札方式別発注工事総括表及び一覧表	
<ul style="list-style-type: none"> 前年と比較して、件数、金額とも減っているが、どのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算等の関係により、発注時期がずれ込んだため、今後増加するものと考えている。 発注が遅くなり、第三／四半期に出ている関係による。(上下水道局)
小串漁港海岸保全施設整備工事	
<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格の条件に、同種工事の施工経験が必要とされているがその理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事内容が、漁港内において作業船を使用する港湾土木工事であり、施工にあたっては専門的かつ高度な技術力が必要とされることから、過去に同等または同種の工事経験があることとした。
<ul style="list-style-type: none"> 入札の参加資格を市内に本店のある業者とした理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に港湾土木において同種の工事を請け負った実績、また作業船の確保等から市内の業者で施工が十分可能であると判断したものの。
<ul style="list-style-type: none"> 入札の結果、1社が最低制限価格に満たなかったため落札外とあるが、どうしてか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の場合、参加した3社の入札額を平均し、その90%相当額を最低制限価格としたところ、1社が最低制限価格を下回って応札したため、落札外となった。最低制限価格制度については、ダンピング受注の防止と、公共工事の品質確保の観点から行っている。

<ul style="list-style-type: none"> 落札外とは、失格のことか。 	<ul style="list-style-type: none"> 失格ではなく、落札者にはならないという意味で使っている。
<ul style="list-style-type: none"> 3社の入札参加が、落札外により2社となったことで、競争性が機能するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 結果は3社であっても、一般競争の場合は、他の応札者がわからないため必然的に競争が働くと考える。2社でも同様と考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 護岸工事を潜堤としたのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港内の景観を考えてのことである。潜堤工事を行わない場合は、防波堤を高くする必要があるが、景観上の問題から潜堤工事とした。なお、潜堤とすることで、堤の付近が漁礁となり、豊かな漁場となることから、漁業関係者からも歓迎されている。
<p>川中土地区画整理事業に伴う都市計画道路長府綾羅木線整備工事（第1工区）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札と指名競争入札との違いは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 500万未満は指名競争入札、500万以上は一般競争入札としている。優良業者指名競争入札は、500万～5,000万のときに行う場合がある。指名競争入札を500万円未満としたのは、一般競争入札の範囲拡大のため。
<ul style="list-style-type: none"> 指名競争入札とした理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 本来、金額的には一般競争入札事案であるが、本工事はJR鉄道線路付近で橋脚工事を施工するものであり、列車運行に係る工事の安全管理の徹底が必要であり、一般競争では入札条件の設定が難しいため、指名競争入札とした。

<ul style="list-style-type: none"> 入札参加業者を選定するために考慮したことは。 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の現場は、J R 鉄道線路に近接しており、列車運行に係る工事の安全管理のため、認定資格者の配置が可能と考えられる業者とした。
<ul style="list-style-type: none"> J R 鉄道線路付近での橋脚工事ということで、特殊工法等を使った難しいものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工法は一般的なもので、特に難しいものではないと考えているが、安全確保のための措置が大変であった。
<ul style="list-style-type: none"> 入札額が同じ業者があるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件については、税抜きの設計価格を事前に公表しており、業者は電子くじなどを勘案して予定価格を想定したうえ札を入れてくるため、同額になったのではと考えている。
<p>H 2 0 南部污水 4 号幹線布設工事（第 1 工区）に伴う付帯工事（その 2）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> なぜ付帯工事として随意契約しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該付帯工事の内容は、本来なら変更契約によるべきものであるが、主体工事は平成 2 0 年度発注工事で繰越工事となっていたため、予算上増額変更が不可能であった。さらに、工事内容が主体工事と一体不可分であり、工事の連続性及び現場管理、特に安全管理上主体工事の請負業者に請け負わせることが適当であると考えたためである。
<ul style="list-style-type: none"> 付帯工事も補助事業か。 	<ul style="list-style-type: none"> 起債で行った。県に確認したところ補助事業では採択できないとのことであったため。

<ul style="list-style-type: none"> • 工事途中で支障物が出たとのことだが、事前に想定できなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国道から海側にかけて幾度かの埋立を経て現状になったことは分かっており、また平成19年の同様の工事でも支障物があったため想定はしていたが、今回のように数メートルの鋼材が多量に出てくることまでは想定できなかった。
<ul style="list-style-type: none"> • 主体工事における付帯工事は、当該工事と他の1工事の計2工事あるが、なぜ二つに分けたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 付帯工事（その2）は、推進不能に陥った原因調査のための大口径ボーリング等主に調査工事として発生し、もう一方の付帯工事については、推進不能の原因となった支障埋設物の取り除き及び推進機能回収のための薬液注入工事等として発注したもので、それぞれの目的に応じて二つに分けたものである。付帯工事と付帯工事（その2）という名称は時系列的なものではない。